

社会福祉法人 公正福祉会

定 款

## 定 款 目 次

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 第1章 総 則      | ..... | 1 |
| 第2章 役員及び職員   | ..... | 2 |
| 第3章 資産及び会計   | ..... | 4 |
| 第4章 解散及び合併   | ..... | 5 |
| 第5章 定款の変更    | ..... | 6 |
| 第6章 広告の方法その他 | ..... | 6 |
| 附 則          | ..... | 7 |

# 社会福祉法人 公正福祉会 定 款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この社会福祉法人は（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### 第2種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 地域子育て支援拠点事業の経営

### (名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人公正福祉会という。

### (経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を青森県青森市浪岡福田一丁目9番地6に置く。

## 第 2 章 役 員 及 び 職 員

### (役員の数)

第 5 条 この法人は、次の役員をおく。

- (1) 理 事            6 名
  - (2) 監 事            2 名
- 2 理事のうち 1 名は、理事の互選により理事長となる。
  - 3 理事長は、この法人を代表する。
  - 4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに 1 名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

### (役員任期)

第 6 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることがある。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

### (役員選任等)

第 7 条 理事は、理事総数の 3 分の 2 同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。

### (役員報酬等)

第 8 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (理事会)

第 9 条 この法人の業務は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事または監事から会議に付議すべき

事項を示して理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 週間以内にこれを召集しなければならない。

- 4 理事会に議長をおき、議長はそのつど選任する。
- 5 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議決は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事 2 名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

#### (理事長の職務の代理)

- 第 10 条 理事長に事故あるとき、又は欠けるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

#### (監事による監査)

- 第 11 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び青森県知事に報告するものとする。
  - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

#### (職 員)

- 第 12 条 この法人に、職員若干名をおく。
- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
  - 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

## 第 3 章 資 産 及 び 会 計

### (資産の区分)

第 13 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 青森県青森市浪岡福田一丁目 9 番地 6 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
しらゆり保育園々舎 1 棟 (6 9 3. 3 6 平方メートル)

(2) 青森県青森市浪岡福田一丁目 9 番地 6 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
なみおか子育て支援センター園舎 1 棟 (1 1 2. 6 2 平方メートル)

(3) 青森県青森市浪岡福田一丁目 9 番 6 所在のしらゆり保育園敷地 (3. 7 1 7.  
3 5 平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要  
な手続きをとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第 1 4 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以  
上の同意を得て、青森市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲  
げる場合には、青森市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付  
が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする  
当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ。)に関する契約を結ん  
だ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。(協調融資に係る担保に限  
る。)

### (資産の管理)

第 1 5 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又  
は確実な有価証券に換えて、保管する。

### (特別会計)

第 1 6 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第17条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第18条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第20条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第21条 予算を持って定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第 4 章 解 散 及 び 合 併

(解 散)

第22条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第23条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第24条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、青森市長の認可を受けなければならない。

## 第 5 章 定款の変更

(定款の変更)

第25条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、青森市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたいときは、遅滞なくその旨を青森市長に届け出なければならない。

## 第 6 章 公告の方法その他



(公告の方法)

第26条 この法人の公告は、社会福祉法人公正福社会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第27条 この定款についての施行細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 古村 勝栄

理 事 石村 秀雄

理 事 山内 恵悟

理 事 平井 智明

理 事 阿部 典子

理 事 中村 せい

監 事 工藤 貞雄

監 事 中村 節子